

第3回 豊川市子ども・子育て会議録

平成26年5月27日（水）

午後1時30分から4時15分

豊川市役所 本34会議室

1 あいさつ

白垣会長によるあいさつ

（略）

2 議 事

- (1) 教育・保育の提供区域の設定並びに計画策定に向けた方針について
事務局が「資料1」を基に概要説明

（略）

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

- ・量の見込みが実績に比べて多く出ている部分について、非現実的なので数字を補正していくということだが、アンケートの結果としてニーズとして上がっているものをそうするのは対して抵抗がある。計画をして行く上で非現実的かもしれないが、不足があれば年々ニーズを充足していくように計画すれば問題ないのでは。

（事務局）利用希望が非現実的な数字ではなく、5年間で整備していく数値として実際に実現可能かという点で非現実的であるということ。手引きにおいても適切と思える目標事業量を設定するとある。計画期間内における適切というのは、ニーズ量が適切なのか、実績が適切なのかという考え方が両方あると思うが、計画期間内にどう整備していくかという意味合いである。

- ・病後児保育について、もう少し地域的に対応できることがあれば親たちも助かる。預け先が校区ごとにあると助かる。せめて、市全体で4つに分けて、その中に一つずつでもあれば、助かる。
- ・アンケートでこの施設があったほうが良いと答えた人が実際に使うかというと思わない人も多いと思う。アンケートの数字はひとつの参考としたほうがよい。働いている先がもっと理解がないと、預け先ばかり整えても、小さいお子さんをお持ちの方が働きやすい環境や制度を整えないといけない。
- ・利用するかどうかも含めて、働いている親にとってはそういうところがあると分かるだけでも、いざとなったらそこに預ければと思い安心

して働ける。

- ・区域の設定について、北部だけ量の見込みが多い部分がある。地域格差を考えたときに、4つの区域に分けないという事もあるのでは。

（事務局）区域間差はどうしてもゼロにならない。色々な組み合わせをしていると必ずどこかが高くなるので、それはある程度仕方がない。

- ・例えば児童クラブ事業は、各小学校区をもっと充足していけば、区域に分けなくてもいいのでは。

（事務局）基本的には、区域設定は各事業で共通することとなっている。児童クラブも校区単位で充実が図ればいいが、広域単位での対応も考えられる。

- ・利用者支援事業が4つの区域ごとの見込みがないのは、今後の確保量との兼ね合いで今回示さなかったのか、数値がとれなかったのか。

（事務局）利用者支援事業は、子育てセンターでの相談業務とイコールではないが、似たような数字であると想定される。この事業自体が新規事業であり過去データがない。

- ・個別のニーズに答えようと、個別なニーズに対応しつつ、市民に平等感が持てるようにということよく考えられていると思う。パターン4の区域設定で納得がいく。また高齢者の区分けと共通ということで、受け入れやすい要素になる。

- ・子育て支援拠点事業について、児童館も支援拠点とある。児童館は中学校区に1つずつあるので、それをうまく捉えて児童館で何か出来るとうい。

- ・幼稚園の実情としては、今までどおり私学助成金でやっていくのか、新制度に参入するか選択を迫られる。それによって枠組みも変わってくる。

- ・区域設定については、東西南北4つの区域とすることで承認する。

(2) 各種基準について

① 支給認定基準について

事務局が「資料2」を基に概要説明
(略)

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

- ・国の子育て会議の付帯意見を考えると、多様な提供時間が保持されることと、ワーク・ライフ・バランスを勘案して就労時間の下限が決まってくると思う。
- ・保育実施基準の特例の区分が2つしか示されていないが・・・。保育

の必要性の認定と、優先順位付け、指針付けがされて利用調整へとなると思う。

（事務局）実施基準がある中で優先利用を決めていくことになる。

- ・単純に下限時間を決めればいいのか。ワーク・ライフ・バランスもどう盛り込むかも考えなくてはいけない。

（事務局）ワーク・ライフ・バランスの方針については任意記載項目としてうたっていないといけない。

- ・一人親と両親がそろっている家庭とどう違うのかとか、アンケートでは出ていないか。シンプルに下限時間として落とし込んでいいのか。下限時間をもとに優先順位は出していける形になるか。

（事務局）あくまで就労に関する下限時間である。

- ・下限時間は満たさないが優先利用の家庭が入る可能性は。

（事務局）下限時間の条件を満たした上での優先利用となる。下限時間に関係なく入れるのは特例の部分である。特例は、下限時間は関係ない。

- ・就職活動や就学が特例の事由になると、かなり許容は広がる。

（事務局）就労のみの下限時間なので、就職活動や就学は下限時間は関係ない。

- ・下限時間は、市が決めるのか。なぜ就労のみ下限時間を決めるのか。

（事務局）この会議で 48 時間～64 時間以内で意見をいただいて、市で決める。98%の理由が就労なので、国からまず就労に関する下限時間を示せとある。その他の事由に関する条件については、今後国から細かい部分が示されるか分からない。

- ・48 時間～64 時間というのは何か理由があるのか。

（事務局）政令指定都市でアンケート調査を実施した結果かと思う。

- ・48 時間だと許容度合いは優しくなる。現状 60 時間で基準を満たしていない人はどのくらいいるか。

（事務局）現状就労に関しては 15 日以上 1 日 4 時間を満たして入っている。

- ・48 時間にすると甘いというか、保育の必要性がある人が多くなるか。

（事務局）下限時間を低くすると、幼稚園との兼ね合いもある。

- ・女性が働く事を考えると、48 時間だと 4 時間労働で週 3 日。そのくらいの規定だと働きやすい。

（事務局）今日は一部分しか示せていないのが現実。他の基準もそうだが、情報提供ということで出させていただいている部分もあるので、頂いた意見を元に見直していく。今日は結論を出さない。

② 確認を受ける施設・事業の運営基準について
事務局が「資料3」を基に概要説明
(略)

③ 地域型保育事業の認可基準について
事務局が「資料4」を基に概要説明
(略)

④ 放課後児童クラブの設備運営基準について
事務局が「資料5」を基に概要説明
(略)

【主な委員の質疑・意見及び事務局回答・説明】

・開所時間は土曜日、日曜日はどうなるのか。

(事務局) 公設クラブは、土曜日、日曜日はやっていない。

3 今後のスケジュールについて
事務局が「資料6」を基に概要説明
(略)

【事務局より】

次回は7月15日を予定。